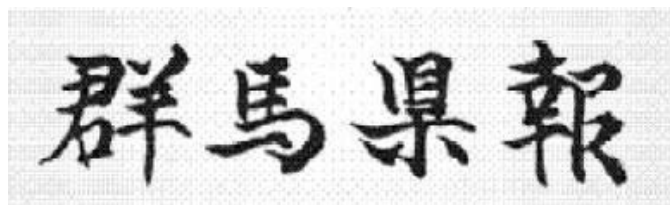




県章



平成28年
9月6日(火)
第9431号

目次

ページ

告示

- 土壌汚染対策法による区域指定(環境保全課) 2
- 土壌汚染対策法による区域指定の解除(同) 2
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課) 2

公告

- 都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課) 2
- 同 3
- 同 3

■ 告 示

◎群馬県告示第245号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成28年9月6日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 富岡市田篠字中内出1091番2の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 トリクロロエチレン及び六価クロム化合物

◎群馬県告示第246号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成28年群馬県告示第245号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

平成28年9月6日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除する区域 富岡市田篠字中内出1091番2の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 トリクロロエチレン及び六価クロム化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第247号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成28年9月12日から適用する。

平成28年9月6日

群馬県知事 大澤 正 明

「太田市農業協同組合 太田市飯塚町130（九合支所）」を「太田市農業協同組合 太田市飯塚町130-1（九合支所）」に改める。

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成28年9月6日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画道路 3・3・83号 朝倉玉村線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 前橋市朝倉町及び下佐鳥町地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間 平成28年9月6日から同月20日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、甘楽都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成28年9月6日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 甘楽都市計画道路 3・5・7号 新屋駅天引線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 甘楽町大字金井地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県富岡土木事務所及び甘楽町建設課
- 4 縦覧期間 平成28年9月6日から同月20日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、吉井都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成28年9月6日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 吉井都市計画道路 3・5・17号 片山田島堰口線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市吉井町片山地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間 平成28年9月6日から同月20日まで

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111